新型コロナウイルス感染症

支援制度のお知らせ

令和２年８月【第５報】

この「支援制度のお知らせ【第５報】」は、これまでに発行した「支援制度のお知らせ」に加えて、新たにお知らせする支援制度等をまとめたものです。
詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。

もくじ

1．経済・生活面の支援
■新生児特別定額給付金 p. 1

2．中小企業者等への支援
■中小企業等経営継続支援金 p. 2
■中小企業等緊急支援金【拡充】 p. 3
■地場産品販売促進支援事業 p. 3
■農林漁業者経営継続支援事業 p. 3
■コミュニティ活動感染防止支援金 p. 4

3．申請期限の延長等
■生活福祉資金（緊急小口資金）貸付【特例貸付】〔実施期間の延長〕 p. 4
■生活福祉資金（総合支援資金）貸付【特例貸付】〔実施期間の延長〕 p. 4
■水道料金等の支払猶予〔猶予対象月の拡大〕 p. 4
■下水道受益者分担金の徴収猶予〔猶予対象月の拡大〕 p. 4

1．経済・生活面の支援

新生児特別定額給付金を支給します

市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆新生児特別定額給付金とは

令和２年４月28日から令和３年３月31日までに生まれた新生児一人につき10万円を支給するものです。

◆対象となる方は

次のいずれにも該当すること

（１）新生児の母
令和２年４月27日時点で栗原市の住民基本台帳に記録がされ、引き続き本事業の申請時点において、栗原市の住民基本台帳に記録されていること。

（２）新生児
（イ）令和２年４月28日から令和３年３月31日までに生まれていること。
（ロ）引き続き本事業の申請時点において、栗原市の住民基本台帳に記録されていること。

◆申請方法は

（１）既にお子さんが出生している場合保護者に申請書類等を郵送します。
（２）これからお子さんが出生する場合お子さんの出生届の届出時に、各総合支所で申請の手続きをしてください。

◆申請に必要なものは

◇申請書
◇母子手帳の写し
◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し